

議案第218号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「第2項」を「第2項及び第3項」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同項第2号イ」に、「の水量」を「、同号口の規定の例により設置するものにあつては3.2立方メートル以上の水量」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

屋内消火栓設備に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市火災予防条例（抄）

（屋内消火栓設備に関する基準）

第39条 省 略

- 2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項（令別表第1(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設けられるものにあつては、第2号を除く。）及び第4項並びに規則第12条（令別表第1(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設けられるものにあつては、第2項**及び第3項**を除く。）の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 3 第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く階数が5以上の防火対象物に設ける屋内消火栓設備の水源は、令第11条第3項第1号の規定の例により設置するものにあつては5.2立方メートル以上、同項**第2号**の規定の例により設置するものにあつては2.4立方**第2号イ**メートル以上、同号口の規定の例により設置するものにあつては3.2立方メートル以上の水量となるように設けなければならない。